

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成24年4月11日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 高知地方裁判所大会議室（6階）

参加者等

司会者 山 田 知 司（高知地方裁判所長）
裁判官 平 出 喜 一（高知地方裁判所刑事部総括判事）
検察官 杉 山 一 彦（高知地方検察庁三席検事）
弁護士 小 泉 武 嗣（高知弁護士会所属弁護士）
裁判員経験者1番 50代 男 会社員（以下「1番」と略記）
裁判員経験者2番 50代 男 会社員（以下「2番」と略記）
裁判員経験者3番 40代 女 自営業（以下「3番」と略記）
裁判員経験者4番 70代 男 無 職（以下「4番」と略記）
裁判員経験者5番 50代 女 自営業（以下「5番」と略記）
（記者クラブ記者 12名）

議事内容

自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

司会者

本日は、お忙しいところ、また、雨の中をお越しいただき、誠にありがとうございます。まず、出席者の自己紹介から始めさせていただきたいと思います。私は、高知地方裁判所長の山田でございます。皆様方には、裁判員裁判が終わった後、感謝レターをお渡しし、お礼を申し上げる際にお目に掛かりました。本日は、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、裁判官、検察官、弁護士の順で自己紹介をお願いします。

裁判官

刑事部の部総括判事をしております平出と申します。裁判員裁判では裁判長を

務めさせていただきました。今日は、懐かしいお顔を拝見し、大変うれしく思っています。今日は、忌憚のない御意見を伺って、今後の裁判員裁判に役立てられたらいいかなと思っております。よろしく申し上げます。

検察官

高知地検三席検事の杉山と申します。よろしくお願いいたします。今日は、貴重な御意見、御指摘をいただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

弁護士

高知弁護士会の刑事弁護委員をしております小泉と申します。本日は雨の中、本当にありがとうございます。高知では、最近しばらく裁判員裁判がなかったのですが、また5月から新たに事件が何件か入っています。これまでの裁判員裁判を通しての皆様の感想を真摯に受け止めて、今後の裁判員裁判に役立てたいと思っていますので、どうかよろしく申し上げます。

司会者

裁判員経験者の皆様には、何月ころ、どのような事件に関与されたのかをお話していただきたいと思います。1番の方から順番に申し上げます。

1番

私は昨年確か2月ころだったと思いますが、殺人未遂の事件に参加させていただきました。

2番

私は昨年6月に裁判員裁判の殺人事件に携わらせていただきました。

3番

私も2番の方と同じで、昨年6月に殺人事件の裁判員をさせていただきました。

4番

私は昨年7月に殺人未遂事件の裁判員を担当させていただきました。

5番

私も4番の方と同じ7月の殺人未遂事件を担当させていただきました。

司会者

それでは、本日の趣旨を説明させていただきます。裁判員裁判は平成21年5月から始まりまして、3年近くが経過しました。その間、高知地裁でも、19人の被告人に判決が言い渡され、約110名の方が裁判員として参加しておられます。この裁判員制度は、施行後3年を経過した時点で制度を検証することが予定されています。そこで、この段階で裁判員を経験された皆さんから率直な御意見、御感想をお伺いし、今後の裁判員裁判の運用等に役立てさせていただきたいと考えた次第です。また、報道機関を通じまして、皆様のお声を情報発信していただくことによって、これから裁判員裁判に参加される皆様の御不安や御負担の軽減を図りたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

テーマ1 「裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象」

司会者

お手元に裁判員経験者意見交換会進行予定というペーパーをお配りしていますが、おおむねこの予定表に沿って、主に私から質問をさせていただきます。ただ、裁判官、検察官、弁護士の方から質問することもありますし、皆さんの方から裁判官、検察官、弁護士の方に質問していただいても結構です。また、最後に報道機関の方から質問もございます。忌憚のない率直な御意見を承ることができればありがたいと思っております。

まず、テーマ1ですが、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象です。皆さんが裁判員裁判に参加されてから既に8か月から1年1か月が経っていますが、振り返ってみて、裁判員裁判に参加された御感想や裁判員裁判の印象はいかがでございましたでしょうか。

1番

最初に選ばれてからあれよあれよという間で、あっという間の出来事でした。今、振り返って、1年が過ぎましたが、余り記憶に残っていないのが本音のと

ころで、裁判というのはドラマでしか見たことがなかったので、貴重な経験でした。

2番

私も同様に、裁判員に選ばれるまでのスピードが速く、何も考える状態ではなかったです。説明を受ける中で、当初、仕事はどうしようとか、1週間どうしようとか考えていました。しかし、いざ裁判が始まると裁判官や職員の方に非常に気を遣っていただきまして、スムーズに裁判員としての仕事に入れたような気がします。隅々まで裁判官も、総務の担当の方も、気を遣っていただけだと思います。おかげさまで無事に役目を終えることができたと思っています。

3番

裁判所というのが恐くて暗いイメージでしたが、実際は思っていたほどでもなかった感じがしました。裁判中はずっと緊張といいますか、普段使っていない頭を使っていた感じで、裁判が終わって、どっと疲れが出ました。

4番

特にどうということはなく、私はいい年でして、70歳以上は辞退してもいいという文言がありました。55年くらい前に法律関係の勉強をしていたこともあり、裁判員制度に大変興味を持ち、裁判員として出席させていただきました。参加してみて、裁判が大変公平公正に行われていることがよく分かりました。

5番

大体皆さんと同じであれよあれよという間で、700分の1の確率というので、まさか自分には当たらないだろうと思っていたのが、くじ運がいいのか、悪いのか、当たってしまい、あっという間の4日間でした。私は、最初は裁判員になるのは嫌だと思っていたのですが、実際に裁判に入ると、裁判官を始めとする職員の皆様が本当に気を遣ってくださり、例えば、休憩時間に化粧室とか、エレベーターで会った職員の方が気を遣ってくださっていたのが分かり、大変やりやすかったです。貴重な経験をしたと思っています。

テーマ2 「判決言渡しにおける感想，意見」

司会者

どれもしばらく前の事件ですので，判決から遡ってお話しただろうかと思えます。皆さん判決宣告に立ち会われたと思うのですが，どのような思いで判決をお聞きになられましたでしょうか。

1 番

正直，全然，法律が分かりませんし，先にも言いましたが，判決宣告に直面したのは初めてでした。判決を決めるまでに，人が人を裁くに当たって，大変勇気がいりました。ですから，頭の中が真っ白な状態になり，ただただ裁判官の話す内容をぼっと聞いていたような3日間でした。

2 番

私も記憶が古いのですが，自白もしていたので，後は刑を決めるという事案だったと思います。十分評議もした上での判決でしたので，自分としては納得して裁判長の判決を聞くことができました。しかし，被告人の方が最後に，裁判長が「分かりましたか。」と言った際に，被告人が「分かりません。」と答えて，その言葉を聞いた際に，高齢者の裁判の象徴だったかなと思いました。

3 番

皆で話し合っただけで刑が決まり，それを宣告した際には終わったという思いでした。ですが，被告人がちょうど私の祖父母と同じくらいの年齢であったので，そういう高齢の方を私なんかで刑を決めてよかったのかなという思いもすごく残りました。

4 番

皆で十分評議した結果の判決でしたし，いい結果だったと思って聞いていました。

5 番

判決文を考えるとときも皆で推敲して変えたりとかしましたが、判決を言い渡すときは、人の人生を左右するわけですので、それはそれで身が引き締まる思いでした。

テーマ3 「評議における感想，意見」

司会者

次に評議室でやっていた議論ですが、十分に議論することができましたでしょうか。また評議の進め方について裁判長への注文も含めて何か御感想，御意見はございますか。

5番

裁判官が分かりやすく説明していただいたこともあり、最初のころは皆押し黙っていて、口も開かなかったのが、最後は皆よく意見を述べて、いろいろ話合いができてよかったと思います。

4番

私は、年が行ってくると少し耳が遠くなりまして、裁判官が一生懸命に話をしてくれますが、少し分かりにくいこともあったのですが、隣に座っていた若い裁判官にいちいちお教えいただいて、審理を進める形になりました。大変気持ちよく評議をすることができ、よかったと思います。

3番

評議中は裁判官3人が気をすごく遣ってくれましたので、自分の意見を言うときも自分の思いがこれでいいのかとか、とても不安に思ったりしていましたが、自分の気持ちを十分に言うことができたと思います。

2番

審理の内容について話すときには、皆さん、けっこう意見が出ていましたが、刑を決める評議となるとかなり重苦しくなってきた、自分の意見の重みから無口になりがちでした。そのような場面で裁判官が気を遣ってくれたことを思い出し

ています。なお、話はずれますが、自分個人としては、被告人とか参考人のしゃべり方とか表情とかによって随分イメージが変わってくるように感じました。

1 番

裁判官も裁判が始まる前にテレビに写っていますが、それとは全く真逆なイメージで、和やかな感じで気を遣ってくれたり、また、裁判の中で検察官が言っていた聞いたことのないような難しい言葉や専門的な言葉など、いろいろなことを分かりやすく教えてくれましたし、最後まで気配りしてくれました。

司会者

評議については、そこで出た話が外に漏れるようなことがあると安心して議論することができなくなりますので、評議室で事件について議論したことは他の方に話すのは控えてくださいという裁判長から話があったかと思います。守秘義務自体について審理中、審理後を問わず負担感はありましたでしょうか。

5 番

特に負担感はありませんでした。もちろん誰にも言っていない。

4 番

私も長い間、税制をやっており、守秘義務は掛かっておりますが、いろいろなパンフレットなどを見ていると、家族とか友人とかに内容については知らせてはいけないが、裁判員になったとか、裁判員として行っているとかは守秘義務には当たらないと書いていました。私自身、評議の内容は当然話すべきではないという気持ちを持っているので、話していません。

3 番

5 番の方と同じで、守秘義務については、私も苦痛に思ったことはありませんでした。

2 番

同じく守秘義務については、全く負担にはなっていません。私も仕事だからと全く納得しています。

1 番

会社に裁判員に選ばれたことしかしゃべっていませんし、それ以上のことを聞いてくる人もいませんでしたので、苦痛ではありません。

テーマ 4 「審理における感想，意見」

司会者

次に法廷における審理の内容についてお伺いします。

法廷で、皆さん、証拠物を実際に見たり、検察官が証人から聞き取った話を「私は・・・した」といった形でまとめた文書の朗読を聞いたり、法廷で証人や被告人から直接お話を聞いたりされたのを覚えておられると思います。これらを証拠調べといいますが、裁判で判断するのは証拠で行いますので、それが重要になるわけですがまずはこの点について話を伺いたいと思います。

最初に6月の殺人事件を担当された2番と3番の方にお伺いします。先ほど申し上げましたように、検察官が証人や被告人の話を聞いた上で、話を聞いた証人や被告人が自ら語っている形、すなわち「私は、いつ、どこそこで、・・・しました。」という形の調書にまとめたものを朗読して取り調べるがありますが、これを供述調書の朗読と言います。この事件では、そういった供述調書の朗読を4時間ほど聞いていただいたようです。法廷の右側の検察官が読んだ場合もありましたし、左側の弁護人が読まれたときもあったと思います。そのような朗読の中に、御遺族の方の話をまとめた供述調書の朗読があったようですが、覚えていらっしゃいますでしょうか。

2 番

はい。覚えています。

3 番

はい。覚えています。

司会者

その一方で、この事件においては、その御遺族の方お二人が、直接、被害者の意見陳述という形で、御遺族としての思いを話されたと聞いています。これも覚えていらっしゃるでしょうか。

2番

はい。覚えています。

3番

はい。覚えています。

司会者

そこでお聞きしたいのですが、最初に供述調書の朗読としてお聞きになった御遺族のお話の印象と、後で法廷に御遺族の方が出てきて、意見陳述を聞いての印象は同じでしたでしょうか、それとも違いましたでしょうか。

2番

当然、遺族のお話は具体的で、身近に感じて、生々しかったです。

3番

私も全然違うという感じを受けました。遺族本人がしゃべった時の方が、悪く言えばきつくという感じでした。

司会者

先ほど、2番の方がしゃべり方とか、表情とか、イメージという話をされていましたが、それはこのことですか。

2番

そうですね。二人が話され、中身はほぼ同じことを言っていたと思いますが、しゃべり方とか、自分の心にあるもので全く違うものになってきているように思えました。

司会者

そうすると、やはり最初に調書の朗読として聞いた話も、調書の朗読ではなく、法廷で直接聞いたら違っていたという感じになりますか。

2番

ストレートにしゃべっていただいた方が分かります。

3番

内容とかが同じでも、本人がしゃべった方が、分かりやすいというか、気持ちが入っていますので、余計に伝わってくるものがあるような気がします。

司会者

さらに弁護人が、被告人夫妻の介護をしていた人の供述調書を朗読されたのを覚えていらっしゃるでしょうか。またもし覚えていらっしゃれば、それについて感想をお聞かせください。

3番

内容はちょっとはっきり覚えていないのですが、普段の生活に接していた介護士さんの話だったと思うのですが、そんな感じの生活をしていたのだなというように感じて話を聞いていました。

2番

確か、介護の方が、私がもうちょっと何とかしていたらという話だったと思うのですが、自分が聞きたかったのは何でこんなになったのだろうかということを知りたかったです。

裁判官

それは、直接、その方に話を聞きたかったということですか。

2番

事前に供述者に依頼をしていると思いますが、その中でどう考えられますかという投げ掛けを与えていたらよかったと思いました。

司会者

4番、5番の方に伺います。この事件では、被告人の供述調書の朗読は行わず、直接に被告人から話を聞くという方法をとったようですが、被告人の話を聞いてどうお感じになりましたでしょうか。

4 番

声を通らず大変聞きづらい状況でしたが，被告人は大変神妙な感じがしまして，特に問題はないと思いました。

5 番

被告人を守るべき弁護人が被告人の不利になるような供述を導いているような感じがし，意外で，何であんなことを言わすのかなと思ったりしました。4 番の方が言われたように被告人は純朴な感じを受けました。また，言葉も余りしゃべるのが苦手という感じも受けました。どういうことをしゃべりたいのか，もうちょっと弁護人と被告人との間で事前に話し合いをしていたらよかったのになあと感じました。

司会者

被告人から直接，話を聞くのは，被告人の人間像を理解するためにも意味がありましたか。

5 番

意味はあったと思います。

4 番

自分のやったことに対する正当性とか，反省をちゃんと述べることで，被告人から話を聞くことは必要だと思います。

司会者

1 番の方には，証拠調べの前に行われた冒頭陳述について伺います。

冒頭陳述とは，起訴状の朗読があつて，被告人の認否の後，証拠調べの前に，検察官，弁護人がそれぞれ自分の証拠で明らかにしようという事柄について述べることを言います。裁判で判断を行う上で最も大切なのは証拠調べなのですが，冒頭陳述は何のためにあるかというところ，証拠調べを聞く際に何も手がかりがないと何のために証拠を調べていくのか分からないので，その際の道しるべの役割を果たすもので，それ以上の役割はありません。ですので，本来詳細な事実の説明

が必要なわけではありません。また、そのようにして臨まないと、裁判官もそうなのですが、証拠からではなく冒頭陳述から事件を理解して、理解した話を、証拠調べを聞いて確かに間違っていないねと確認するということになってしまいます。もう1年も経っていますので記憶が定かではない部分も多いとは思いますが、1番の方が冒頭陳述について何か覚えていることや感じられたことがありますでしょうか。

1番

私が証拠と感じていたのは、物、例えば、相手を傷めた刃物とかでしたが、物以外の証拠も証拠だということを初めて知りました。ですから、内容を聞いている中でも、自分自身では入り込めていませんでした。ただ、読み上げるのをさらっと聞いていたような気がします。

裁判官

1番の方はテーマ3の発言の中で、難しい言葉が理解できるようになったと話をされていましたが、その前提として言葉が難しかったという思いがあったのですか。

1番

そうです。例えば、^{し せつ そう}刺切創とか普段聞き慣れない言葉に気を取られていました。

裁判官

起訴状や冒頭陳述の中で出てくる言葉が難しく、そのことを理解することに力が入ってしまったということがあったのですか。

1番

内容を聞いて、自分自身が理解しなければいけません。先ほど言った刺切創が1センチずれていたら死に至らしめているとか、この傷が刺切創だとか、そっち方面ばかり気になっていました。

司会者

証拠調べが終わって、裁判の審理が終わる直前に、検察官が意見を述べるのを論告といい、弁護人が意見を述べるのを弁論と言います。弁護人の弁論について、覚えていることや感想はございますか。

1 番

弁護人の話の中では、かばうという形の少しでも罪が軽くなるように一生懸命、言葉巧みにやっているということが一番感じました。

2 番

自白もしていたので、あんまり弁護人のイメージはなかったですが、ただ、弁護士が問い掛けても意味が分かっていなかったようなことが印象に残っています。

3 番

私もそこはあんまり記憶に残っていませんが、自白があった事件で、被告人が高齢者だったもので、少しでも軽くという気持ちでやっているのだと思いました。

4 番

刑事事件の弁護人の弁論の仕方は大変だなと思いながら注目して聞いていました。

5 番

弁護人が文書を淡々と読み上げたというイメージしかないです。

司会者

審理について、御意見とか、御感想とかをお持ちの方はいらっしゃいませんか。

(発言なし)

司会者

審理の中で裁判官、検察官、弁護士の活動を見ての感想やこういうところを分かりやすくして欲しかったとか、裁判官、検察官、弁護士に望むことがありましたらおっしゃってください。

5 番

テレビの見過ぎかもしれませんが、検察官と弁護人がやり合うのかなと思っていたらそういうこともなく、事件では被告人が無罪を主張するわけでもなかったのものでそうだったのかもしれませんが、まあこんなものかと思いました。

4番

この件については特にコメントはありません。大変スムーズな審理が行われたと思います。

3番

初めてのことで、そういう所にいることだけで精一杯でしたので、何が悪いとか、ここをこうしたらいいとかいう思いは全くありませんでした。

2番

裁判員になった時には、突然、放り込まれたという感じでした。全くの素人が意見を言うのは非常に恥ずかしいものですが、裁判官がそれをよく引き出してくれたと思います。全員に当てていたり、例えば、一つの意見が出てもその方向だけにとらわれないような進行をし、反対意見が言えるような雰囲気をつくらせてくれました。他に気になっていたのは、補充裁判員が2名おり、裁判官も指名して意見が言えていましたが、自らが発言できない立場だったので、私はかわいそうでたまりませんでした。配慮は十分に分かりました。

1番

私も5番の方がおっしゃったように、裁判の中で検察官、弁護人がドラマの中であるように異議ありとか、誘導尋問とかというやり取りはあるのですか。それは裁判員裁判だったからでしょうか。

裁判官

それは事案によります。

司会者

審理の話に戻りますが、検察官、弁護士から裁判員の方に質問はありますか。

弁護士

全国で開催されている「裁判員経験者の意見交換会」の新聞報道等によりますと、弁護人の主張と検察官の主張とでは、検察官の方が分かりやすい。話の内容も分かりやすいですし、配布される資料も豊富で、例えば、カラーであったり、図解であったりしていることから、検察官は組織で活動していることもあり、弁護士の方は不十分ではないかということも多くのところ指摘されていますが、その点について忌憚のない御意見をお伺いしたいと思います。また、弁護士の能力や手法が検察官に劣っているのではないかという意見もけっこう出ており、その状態が年々悪化しているとも言われていますが、そのようなことは感じませんでしたか。

5番

私の担当した事件では国選弁護人だったと思いますが、資料が分かりにくいという印象は残っていませんが、余力が入っていないなという印象がものすごくありました。

4番

大変難しい質問で答えにくいのですが、国選弁護人は大変だと思います。私が担当した事件では差異があるようには感じませんでした。

3番

そのようなことを考える余裕がなかったことが一番ですが、特に差異を感じることはありませんでした。

2番

難しいことは分かりませんので、イメージだけですが、検察の方は大きく、弁護士は個人で一生懸命に調べて資料を作っているなと感じました。

1番

資料がカラーであるとか、白黒であるとかということは関係ないと思います。

司会者

その他に、検察官、弁護士から質問はありませんか。

検察官

審理について、証拠調べ手続のときに、スピードが速すぎてついて行くのが大変であったりとか、ボリュームが多すぎて大変であったりとか、ということを感じたり、疲れてしまったということはありませんでしたか。

1 番

そうですね、それは少し感じました。個人差があるかも知れませんが、私は読み上げる内容について行くことができずに資料を目で追いながらの状態になって、裁判の全体を広く見ることができていなかったと思います。

司会者

目で追いながらというのは、冒頭陳述のことでしょうか。

1 番

聞くだけでは記憶力が弱いので、今これをやっているなど最初に配布された手元の資料ばかり見ながら聞いていました。

裁判官

最初に冒頭陳述のメモが配布されていますので、証拠の説明を聞きながら、冒頭陳述を目で追う状態になっていたということでしょうか。

1 番

そうなってしまいました。

2 番

裁判の性質上、量刑を争っていたような事案でしたが、想像になりますが、これがやった、やっていないという事件だったらかなり疲れたと思います。

3 番

自分が体験した事件では特にスピードが速いとは思いませんでしたし、特におかしいと思うことはありませんでした。

4 番

特にコメントはありません。すごくスムーズに行ったと思います。

5 番

私は、もう 1 日くらい欲しかったなと思いました。初日が冒頭手続とか証拠調べで、2 日目が証人尋問等の審理で、3 日目が判決だったと思いますが、終わってしまった後から、こんなことを聞いてみたかったなということがあり、もう 1 日くらい余裕があったらよかったかなと感じました。

裁判官

それは、審理をもう少しゆっくりやった方がよかったということですか。

5 番

そうですね。

裁判官

例えば、午後 4 時 30 分までのスケジュールであったとしたら、もう少し早く、午後 3 時とか、午後 3 時 30 分とかに終え、もう少し余裕を持ったスケジュールでゆっくり考えることができた方が頭がまとまるということでしょうか。

5 番

私個人のことになりますが、夜に仕事をしているものですから、夜にゆっくり考える時間がなかったので、もう 1 日あれば良かったかなと思いました。今、東京の方でやっているような 100 日とかという裁判は困りますけれども、もう 1 日くらいはあっても良かったのかなと思ったのです。

司会者

ほかに検察官や弁護士の方はよろしいでしょうか。

(発言なし)

テーマ 5 「裁判員裁判制度についての意見・改善したほうがよいと思われる点など」

司会者

裁判員裁判に参加したことで、気持ちの上での負担感とか、それについて何か

改善すべき点とか、制度自体についての御意見とか、制度は別として何か改善すべきことなどがあれば承ります。

1 番

当日に来て説明を聞いて、その日のうちに裁判員に決まって、そのまま裁判に入って、あれよあれよという感じだったので、午前中に選任手続をして、ワンクッションを置いて翌日から裁判をするというのでもいいのかなど思ったりもしましたが、そうすると、考える時間があり過ぎて、かえっていろいろなことを考えて心の準備をしたり、構えたり、いろいろな人に聞いたりしていろいろな知識を得たりすることで抵抗があったかも知れなかったので、私自身としては、あれよあれよという間に終わったので、その流れの方がよかったのかなと思いました。

2 番

裁判員の選び方はコンピュータでランダムにやっているということですが、当初は、人数が少ないので偏るパターンもあるのではないかと思います、性別、職業、年齢とかで分けた方がよいのではないかとも思っていました、大きな目で見ると、ランダムに選んでもらった方が結果的にはベターかなと思っています。裁判中にロープとか、写真を見せられたときには、自分の中では非現実のものでしたので、ショックで2、3日は残りました。これがロープ以上のものだったら、自分はどうなっていたらどうか、食事が取れたらどうかと思いました。それと守秘義務ですが、当然、守秘義務を破った場合には罰則があるわけですが、どんどん裁判員になる人が増えてきたら守秘義務を破る人が出てきて、罪になり、裁判になるパターンになろうかと思いますが、そのような人が多く出た場合に全員に効力が及ぶのかなと思いますし、何ともならんかもしれませんが、選任するときに、事件性によって選んだり、裁判員裁判でなくてもよいという裁判など、選別できた方が市民にとってはよいのではないかと思います。

3 番

1 番の方と同じで、裁判の日に来て、裁判員に選ばれて裁判に入ったのですが、

私の場合、小さな子供がいた関係で家に連絡を取ったのですが、裁判員に選ばれたから帰ることができなくなったということしか伝えられずにちょっとバタバタしたこともあって、私みたいな人が今後選任されることもあると思いますので、選任から裁判までの間に時間が空いていたらよいのかなとは思いました。裁判員制度自体については、いろいろな考え方があるので、一般人である私たちの意見も聞いてもらえるという点では良いのではないかと思っています。

4 番

昨年11月に最高裁判所で裁判員裁判の合憲性の判断が示され、全国民が裁判員裁判に携わって行くことは必要なことだろうとは思いますが、平成24年度は高知県内では約2700人の方が裁判員候補者に選ばれているようですが、その全員が裁判所に来ることにはならないですけれど、高知県全域から集まってきて、高知市内の方であれば近いからよいのですが、抽選をして関係ないよということで帰られる方が多いと思います。私もくじ運が悪くて大丈夫だと思っていましたが、当たってしまってびっくりしましたが、選び方について何か考え方はないのか、幡多郡や室戸市のように遠方から出てくる方も多くいると思いますし、完全な抽選を行っていることは分かりますが、せっかく裁判員候補者に選ばれて来て裁判員に選ばれずに帰らないといけないのもかわいそうだと思いますので、抽選の方法に考える余地はないのかなと思います。

5 番

裁判員裁判については検察官の求刑を超える刑期の言渡しがなされるなど、これまでの裁判では考えられなかったことが現れてきていますので、裁判員裁判は良いと思います。その一方で、家に小さな子どもがいらっしゃるとか、仕事があって大変で、呼出しが来たときの翌日の新聞を見ると、80人くらいに呼出しを出して、確たる理由もなく抽選に来ない人がけっこういたということで、裁判員候補者には負担があると思います。それに対して、罰則が科せられると書いていましたが、これまでに罰則が科せられたことはないということを知って、その

ことにも驚き、抽選に来なくてもよかったのかなとも思いました。今、4番の方がおっしゃったように抽選にわざわざ来なくてもよいという方法があってもよいのではないかと思います。

テーマ6 「これから裁判員となられる方へのメッセージ」

司会者

最後に、これから裁判員となられる方へのメッセージやアドバイスなどをお聞かせください。

1番

アドバイスというアドバイスは、私自身、上手く話すことはできませんが、メッセージとしては気が付いたら呼出状が届いていて、行かなければならないだろうと抽選に行ったら、たまたま裁判員に当たって裁判に入ったという状態でしたので、考える間もなく終わったわけですが、いろいろと考えて入って行ってしまったら変な方向に行くと思います。真っ白な状態で来るなら来いとどっしりと構えておけばよいと思います。私自身は、当たったらどうしようという逃げの方向でこの会場に来ましたが、昨年一年間、宝くじに当たらずくじ運の悪い私が抽選に当たったということで、そこで運を使ってしまったところです。

2番

自分の周りでも、近所の喫茶店のママさんも「自分のことで精一杯なので、（裁判員は、）絶対に嫌で。」と言っていましたし、知人のほとんどの人もそう言っています。私自身も同じように考えていましたが、実際にやってみると、考え方が全く変わりました。それは、本当に配慮していただいたお陰だと思っています。選挙もそうですが、選挙に行けば自分のものになりますし、裁判員として参加することがなければ、裁判所とは全く無関係で、裁判の報道もいくら出ようが気にもなっていなかったのですが、その後は、裁判員裁判のことが新聞に出ていたら読むようになりましたので、自分自身が少しは変わったのかなとも思いました。

3番

自分から進んで裁判員をやりたいという人は数少ないと思いますが、選ばれたからにはという気持ちで頑張ってもらいたいと思います。

4番

対象となる法律の内容も事件、事件によって違うと思いますが、早めに裁判所の方も裁判員に出していただいて、難しいかも知れませんが、是非、裁判員の方も法律関係の勉強をして臨んでいただきたいと思います。

5番

自らが進んで裁判員になりたいという人はほとんどいないとは思いますが、3番の方と同じように実際に裁判員に選ばれたからには本当に真剣にやらなければならないと思い、終わったから本当に貴重な経験をさせてもらったと思っています。これから裁判員になられる方へのメッセージとしては、「とにかく選ばれたら一生に一度あるかないかの貴重な経験ですので、頑張ってください。」ということです。

(休憩)

司会者

これまでの意見交換の中で言い足りなかったことやどうしても話をしておかなければならないことはありませんか。

(発言なし)

報道機関からの質疑応答

司会者

まず、幹事社から代表質問をお願いします。

朝日新聞記者

我々報道機関は、裁判員裁判があるごとにその事件を報道するのですが、報道された新聞記事やテレビを御覧になられて、その報道の分かりやすさやこういう点を報道して欲しいという報道機関に対する要望がありましたらお願いします。

3番

報道に対する要望は特にありませんが、自分が裁判員を経験したのでテレビや新聞をちょっと気にして見るようになったことは確かです。

2番

裁判員を経験する前もテレビで見っていたことはあるのですが、自分には関係ないということで余り記憶にはなかったです。3番の人と同じように裁判が終わってからこのような報道がすごく気になるようになりました。ということは、世間さまは無関係かなという気がして、もっともっと反省とか、参加して良かった点とか、端的に言えば、こういう点をこうしたらいいのではないかとという点を報道で流したらこの制度がもっともっと良いものになっていくのではないかと思います。報道が裁判の中身についての感想であり、関係ない人は見ないのではないかと思います。

1番

2番、3番の人と同じ内容になりますが、裁判員を経験しないことには、裁判員に選ばれる前までは全然気にもしていなかったし、テレビで報道していても他人事のように思っていたのが、裁判に参加したことによって、テレビでしていても見ていなかったのが見てしまうようになりまし、紙面も追うようになりまし。しかし、町を歩いていても私は裁判員に選ばれましたというプラカードも付いていないし、また、だれが、どこでどのような形でやっているかも分からないし、その裁判に参加したときの補充裁判員の方は、顔を全部忘れていますし、町で会うことはないとは思いますが、これから裁判員に選ばれる方がどんどんどんどん増えてくるかと思います。ですからもっと皆の関心が出てくるのではないかと思います。

4 番

裁判員をやるまでは、それほど裁判員制度自体の問題については余り興味はないと言ったら大変失礼ですけれど、聞いてはいましたが、個別の事件については見ていませんでした。全体的に裁判員制度はどんなものかということの報道については、スクラップをしたりして見てきた経過はあります。今回、裁判員に参加して、私は、テレビを見ませんし、地元の新聞しか見ていませんが、新聞を見ながら勉強もさせていただきましたし、裁判員制度が続く限りは今後もいろいろな報道をしてもらい、勉強もさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

5 番

ほとんど他の方と同じで、裁判員を経験して、意識してテレビや新聞を見るようになり、気に掛かるようになりましたが、報道の在り方については、問題もないし、こうしたらいいということも浮かんできません。

朝日新聞記者

裁判官、検察官、弁護士への質問ですが、裁判員裁判を担当されたり、同僚の方が担当されたりしているのを見て、それぞれの役割の中で、今後、取り組んでいかなければいけないことはどういうことがあるかを考えておられますか。

検察官

今日の意見交換会を踏まえて、やはり分かりやすい主張、立証に努めていくことの重要性を感じました。主張、立証のポイントをきちんとお伝えする工夫をしていかなければならないと感じています。

弁護士

裁判員裁判が始まったときには、分かりやすく伝える、分かりやすいというのは、難しい言葉を分かりやすくというのが出発点だったと思いますが、これからはそれを越えて、弁護士の言っていることに共感してもらえるレベルに到達しなければならぬと思いました。しかし、弁護士の弁護するという姿勢がうまく伝

わっていないのではないかと、うまく到達し切れていないのが現状であると思います。限られた時間で忙しい中、時間を割いていただいている裁判員の方へ印象的に伝えていくというところに到達していないことを実感しましたので、そのためにはどうしたらいいのかを各地の成功例や失敗例の情報を共有しながら、活動していきたいと思います。

裁判官

今日のお話をお聞きしながら、私たち法律家は、裁判員裁判を導入した原点に帰る必要があるのだろうなと思いました。そういう意味で、先ほど、検察官や弁護士の方が話されていましたが、分かりやすさを追求する必要があります。裁判員の方が、審理や評議において非常に熱心に参加いただいて、終わった後も、今日、こういう形で御協力いただいていることは非常に素晴らしいことだと思いますが、法律家としてはこれに甘えている訳にはいきません。裁判員自らがお客様ではなく主役となって判断をしていただくために、私たち法律家が何をすればよいかということをもっと考える必要があります。裁判員が、裁判官と共に審理の主役であるためには、法律家だけしか分からないような主張や立証をしていないかを常に検証しなければならないと思います。先ほど、検察官からも主張、立証のポイントという話が出ましたが、どのような主張をし、どのような方法で証拠を調べ、それを受けて、裁判官はどのような評議をなしていかなければいけないかを考える必要があろうかと考える次第です。今日の裁判員経験者の皆様の御意見を受けて更にあるべき裁判員裁判の形を目指して努力したいと思っております。

司会者

続いて、各社から個別の質問がありましたら、挙手の上、指名された方は、社名とお名前を名乗った上で御質問ください。

高知さんさんテレビ記者

改めて、裁判員経験者の方に裁判員制度に賛成か、反対かの御意見とその理由を簡単にお聞かせ願いたいと思います。

1 番

賛成です。一生のうちで経験できるかできないか、この裁判員制度ができていなかったら経験できません。今まで裁判を傍聴することも経験したこともありませんし、これからも傍聴席に並んで聞きに来たりすることも今のところは考えてはいません。しかし、選ばれてやった結果、やはり本当に貴重な経験だったと思います。その面でも、これから裁判について、もうちょっと関心が湧いてくるのではないかと思います。傍聴する気持ちは今のところはありませんが、これからある可能性が大いにあると思います。

2 番

賛成です。今まで自分は、裁判関係は無関係で、多分一生無関係だろうと思っていましたが、今回のおかげで裁判の中身や仕組みを非常に理解できましたので、より自分の身になりました。

3 番

私も、大きな勉強をさせていただいたという気持ちで、賛成です。

4 番

賛成か、反対かと言いますと、賛成です。いずれにしても勉強の糧にして人生を進めていけるとと思います。私自身、先が短くて、半世紀も前のことを思い出しながら務めさせていただきました。冥土の土産ができたと思います。

5 番

賛成です。経験するのもいいし、裁判官の方、検察官の方、弁護士の方にも勉強になると言うのもおかしいですけど、求刑よりも重い刑が出たりすることもありますので、務めたらよいと思います。

高知さんさんテレビ記者

量刑について判断されたと思いますが、死刑の判決が想定される事件の裁判員に選ばれたとしたらどのように思われますか。また、一般の方が、死刑を対象とするような事件の審理に参加することについて、賛成か、反対かを聞かせてくだ

さい。

1 番

非常に難しい質問ですが，死をもって罪を償う，言葉で言えばこれで済むかもしれないませんが，そういう判決を出すに当たり，我々は法律に対して無知です。そういうことは本当に勇気がいることです。ですから，そういった裁判には，私個人としては，参加したくないです。

2 番

非常に難しいです。事件の中身によると思います。

3 番

賛成とも反対ともという感じですが，個人的には，その人の人生を終わらせるような感じがするので，参加はしたくないと思います。

4 番

事件の内容によりましようけれども，大量の殺人事件とか，あるいは，あつてはならないような事件とか，どことは言いませんが，特殊な団体が囓んでいるような事件の裁判員裁判の選定については，一考をお願いできたらと思います。

5 番

自分が当たって思ったことは，こういう事件ですと言ってもらったときに，殺人未遂事件だったので，殺人事件でなくてよかったということです。殺人事件だったら，証拠とかでそういう写真を見せられることも凄く嫌ですし，少し前に 2 番の方がおっしゃったように紐か何かを見せられただけでも嫌だということですし，死刑が下りるといのはかなりの事件だと思いますので，そういうこともあるのに民間の方が入るのはどうかなと思います。だから，死刑が下りるような重い事件は，法律の専門家がやったらどうでしょうか。

高知新聞記者

先ほど，テーマ 2 のところで，2 番の方が，最後に裁判長が被告人に分かりましたかと言った際，被告人が分かりませんと言った後に話された言葉がよく聞き

取れませんでしたので、おそらく感想だったと思いますが、教えてください。

2番

法廷の中で、被告人が高齢ということで分かるときと分からないときがあり、何回も休憩を取ったりもしていましたが、判決をもらって一番最後の最後で、裁判長が分かりましたかと二度、声を掛けましたが、分かりませんということで終わったという状況がありまして、それがこの事件の結論かなと自分では感じました。

高知新聞記者

結論かなというのをもっと詳しく、具体的に、違う表現で答えていただけませんか。

2番

私個人としては、そういう殺人に持っていったとか、本人さえはっきりと分かっおらず、衝動的だという判決が出ていますのでそうでしょうが、かなりの御高齢の方の裁判だったということです。

高知新聞記者

経験者の皆さんは殺人や殺人未遂の事件を担当されたということですが、特に殺人事件の場合にはかなり大きくテレビや新聞で報道されると思いますが、皆さんは裁判員に選ばれる前に、担当された事件のことを報道で見て知っていたかどうかということと、さらに、報道で見て知っていたのであれば、事件報道によって審理とか裁判員になった後に影響があったかなかったかということをお教えてください。

5番

事件のことは知りませんでした。呼出しが来たときに、どんな事件かなと思って、自分に心当たりのある高知の事件を考えてみましたが、事件のことは知らなかったもので、心当たりもありませんでした。だから、影響もありませんでした。

4番

残念ながら事件には関知しておりませんでした。

3 番

新聞でその記事は読んだことがあり、殺人があった場所が家の近くでしたので、ちょっと頭の隅にあったくらいです。その後は、特に影響はありませんでした。

2 番

同じく以前に新聞で見えていましたが、特段、裁判とは関係はありませんでした。

1 番

裁判の内容を聞いた瞬間、テレビで知っていました。また、現場がたまたま仕事で通過する地点だったので、何かしっくりとはきませんでした。裁判には影響を受けることはありませんでした。

高知新聞記者

もう一度、裁判員になっていいと言われたらなりたいですか、なりたくないですか。その理由も教えてください。

1 番

裁判員は当たるものですから、よほどのことがない限り断る理由もないし、なかなか難しいです。

2 番

先ほど、裁判員制度に賛成と言いましたので、参加します。

3 番

やりたくはないですが、当たれば考えてやります。

4 番

もう一度という話ですが、年齢的に限界でございます。当たったら、人生の勉強ですから、勉強してみたいと思います。

5 番

私は、賛成と言って、皆が一生に一度、やったらよいと言いましたが、私は、一生に一度でいいです。

高知新聞記者

3番と5番の女性の方は、その理由を教えてくださいませんか。

3番

4日間だったが、短いようでしたが、ずっとそのことを考えてしまって、言い方は悪いのですが、疲れ果ててしまいました。次の事件がどんな事件か分かりませんが、けっこう被告人のことを考える時間が家へ帰ってからも長かったので、ちょっとしんどかったということがありました。

5番

精神的な負担がかかりましたので、私は、一生に一度でいいです。

NHK記者

裁判官にお聞きしたいのですが、先ほど、裁判員経験者の方から裁判が終わるまでの間、とてもスピードが速くて、あれよあれよという間に進んでいったという話があったと思いますが、これについて、どのように感じていますか。

裁判官

ゆっくり進行しようとする、負担を掛ける日数が増えるというジレンマがあって、なかなか難しい問題だと思っています。ただ、日程を余り詰め過ぎると、頭が整理できず、きついという裁判員経験者の声を受けて、ちょっとずつは余裕をもった日程に変わってきているという感じはしています。どこで折り合いを付けるかというのはなかなか悩ましく、迷いながらやっていっているのが実情ですが、例えば、午前中に選任が終わり、午後1時半から法廷が始まるまでの過ごし方についてももう少し考える余地があるのかもしれないし、今日のお話を踏まえながら何ができるのかどうかを考えてみたいと思っています。

共同通信記者

裁判員経験者の方にお聞きしたいのですが、傍聴席の方から視線を浴びせられるとか、記者から見られることに関してどういうふうに思われますか。例えば、異常に緊張をしてしんどくなったとか、そのようなことをお伺いしたいと思いま

す。また、もう一方で、皆様から見て、傍聴席の方とか、記者の動きが気になり、裁判に集中できなかったことがあればお聞かせください。

5 番

想像したよりも全然緊張感もなく、傍聴席の方も気になりませんでした。たまたま私の席が端っこだったこともあるかもしれませんが、気になりませんでした。

4 番

傍聴席はそれほど気になりませんでした。傍聴席の人もそれほど多くなかったのではないかと思います。皆さんおとなしく、静かに傍聴していただいていたのが良かったと思っています。

3 番

記者の方が、毎回、居眠りとか、寝ている方がいて、その方がとても気になったと思います。

2 番

確かにそればかりを見ていたこともありました。

1 番

傍聴席の方まで見る余裕がありませんでした。

司会者

それではこれで、裁判員経験者の意見交換会を終了したいと思います。お忙しい中、御参加いただきどうもありがとうございました。皆様から貴重な御意見・御感想を承ることができましたので、今後、これを裁判員裁判の運用に生かして、より良い制度にするよう努力してまいりたいと思います。報道機関の方もどうもお疲れ様でございました。それでは、これで終了いたします。

以 上